北海道町村等監査委員協議会会則

（目的）

第１条　この会は、北海道町村及び一部事務組合監査委員を以って組織し、会員相互の研修を図ってその品性と識見を高め、もって監査事務の向上と町村行政運用の充実を期して、地方自治の進展に寄与することを目的とする。

（名称及び事務所）

第２条　この会は、北海道町村等監査委員協議会（以下「道監協」という。）といい、事務所を北海道自治会館内に置く。

（役員）

第３条　道監協に次の役員を置く。

会長　　 １人

副会長　 ４人

理事　 １４人（会長、副会長を含む）

監事　　　２人

２　会長及び副会長は、理事のうちから定例大会で選出する。

３　理事は、各地区管内ごとに組織された地域監査委員協議会の会長とする。

４　監事は定例大会で選出する。

５　会長は、道監協を代表し会務を統理する。

６　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、年長の順によりその職務を代理する。

７　定例大会において選出された副会長又は監事に欠員が生じ、その欠員を補充する場合は、理事会をもって定例大会に代えることができる。この場合、次の定例大会に報告しなければならない。

８　役員の任期は２年とする。補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再選を妨げない。

（会議）

第４条　道監協の会議は、理事会及び定例大会とする。ただし、必要あるときは臨時大会を開くことができる。

２　会議は会長が招集する。

３　大会の会議における議長の職務は、会員の中から会長の指名したものが行い、理事会は会長が主宰する。

４　大会の議事は、出席会員の過半数をもってこれを決する。

５　大会には補助職員も出席し、発言することができる。

（会議の付議事項）

第５条　大会には理事会の議を経て、次の事項を付議する。

（１）会則の改廃に関すること。

（２）会員の提出した案件の協議に関する事項。

（３）その他目的達成に必要な事項。

（予算）

第５条の２　本会の予算は会長が調整し、年度開始前に理事会の議決を経て定例大会に報告しなければならない。

（決算）

第５条の３　本会の決算は、監事の監査を経て理事会の認定に付し、次の大会に報告しなければならない。

（経費）

第６条　道監協の運営に要する経費は会費、補助金及び雑収入とする。

２　会費は毎年度予算で定め、地区管内町村監査委員協議会に分賦する。

３　収支は予算に従い会長がこれを行う。

４　会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

（会長への委任）

第７条　この会則に定めない事項で必要なものは会長が理事会に諮って定める。

附　則

　１　この会則は、昭和３８年４月５日から施行する。

　２　北海道町村監査委員協議会会則（昭和２５年１０月１０日施行）は廃止する。

　３　昭和４１年度に限り第６条２項の会費の一町村の年額は同条の規定にかかわらず３，０００円とする。

附　則

この会則は、昭和４０年１０月６日から施行する。

　　附　則

この会則は、昭和４１年９月８日から施行する。

附　則

この会則は、昭和４２年９月８日から施行する。

　　附　則

この会則は、昭和４９年１０月９日から施行する。

附　則

この会則は、議決の日から施行し、昭和５１年４月１日より適用する。

　　附　則

この会則は、昭和５８年１０月１６日から施行する。

附　則

この会則は、昭和６２年４月１日から施行する。

　　附　則

この会則は、平成２３年２月１８日から施行する。

附　則

この会則は、平成２８年２月１７日から施行する。